

# 平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月24日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	7
○日程第4、諸報告	7
○日程第5、議席の指定(追加日程)	7
○日程第6、会議録署名議員の変更(追加日程)	8
○日程の追加	8
○日程第7、議長辞職の件(追加日程)	8
○日程の追加	9
○日程第8、議長の選挙(追加日程)	9
○議長就任のあいさつ	10
○日程の追加	10
○日程第9、副議長辞職の件(追加日程)	11
○日程の追加	11
○日程第10、副議長の選挙(追加日程)	11
○副議長就任のあいさつ	12
○日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任について(議案第7号)	12
○日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件(議案第8号)	13

○日程第13、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制 定の件（議案第9号） .....	14
○日程第14、委託協定の締結について（議案第10号） .....	15
○日程第15、委託協定の締結について（議案第11号） .....	17
○日程第16、工事請負契約の締結について（議案第12号） .....	18
○日程第17、工事請負契約の締結について（議案第13号） .....	20
○日程第18、一般質問 .....	21
○議長のあいさつ .....	25
○管理者のあいさつ .....	25
○閉会の宣告 .....	26

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第14号

平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年5月24日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

- 1 期 日 平成17年6月24日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成17年6月24日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1 番	中 島 信 夫 君	2 番	大 曾 根 英 明 君
3 番	石 川 清 君	4 番	藤 原 建 志 君
5 番	山 中 基 充 君	6 番	大 山 茂 君
7 番	西 村 武 次 君	8 番	福 田 耕 三 君
9 番	森 田 正 男 君	10 番	神 田 久 純 君
11 番	滑 川 光 彌 君	12 番	高 橋 信 次 君

不応招議員 (なし)

## 平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成17年6月24日

日程第 1、議席の指定について

日程第 2、会議録署名議員の指名について

日程第 3、会期の決定について

日程第 4、諸報告

(1)議員の辞職許可について

(2)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(3)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(4)議事説明者について

日程第 5、議席の指定について（追加日程）

日程第 6、会議録署名議員の変更について（追加日程）

日程第 7、議長辞職の件（追加日程）

日程第 8、議長の選挙について（追加日程）

日程第 9、副議長辞職の件（追加日程）

日程第10、副議長の選挙について（追加日程）

日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任について（議案第7号）

日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件（議案第8号）

日程第13、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件（議案第9号）

日程第14、委託協定の締結について（議案第10号）

日程第15、委託協定の締結について（議案第11号）

日程第16、工事請負契約の締結について（議案第12号）

日程第17、工事請負契約の締結について（議案第13号）

日程第18、一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	中島信夫君	2番	大曾根英明君
3番	石川清君	4番	藤原建志君
5番	山中基充君	6番	大山茂君
7番	西村武次君	8番	福田耕三君
9番	森田正男君	10番	神田久純君
11番	滑川光彌君	12番	高橋信次君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁君	副管理者	品川義雄君
監査委員	菅沼明之君	事務局長	田中浅男君
事務局次長	金子久夫君	事務局次長	柳沢弘君
事務局次長	中河渡君	総務課長	新井邦男君
業務課長	吉田文夫君	業務課長	内田好久君
建設課長	杉田泰明君	管理課長	森田進一君
水処理センター長	栗原茂夫君	水処理センター長	矢作芳和君

事務局職員出席者

書記	新井正美	書記	宇津木優明
書記	中田真一		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時12分)

○議長(石川 清君) 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(石川 清君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ありがとうございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(石川 清君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月の各構成市における議会において議員定数削減に関する規約の一部変更がご議決されまして、4月15日付で埼玉県知事より許可を得て初めての6月議会定例会であります。議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後におきましても、厳しい社会経済情勢ではございますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願いを申し上げます。

また、去る5月14日小寺由香子議員がご逝去されました。ご生前のご厚情に深く感謝するとともに故人のご功績をしのび、心よりご冥福をお祈りを申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任のほか6件でございますが、いずれも本組合運営上、重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう、心からお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



### ◎仮議席の指定

- 議長（石川 清君） この際、議事進行上、去る4月15日付で坂戸、鶴ヶ島下水道組合規約の一部変更により、議席数の変更が生じたため、5人の議員につきまして仮議席を指定いたします。

福田耕三議員、西村武次議員、神田久純議員、高橋信次議員、藤原建志議員の仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。



### ◎議事日程の報告

- 議長（石川 清君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

宇津木書記。

- 書記（宇津木優明君） （議事日程朗読）



### ◎議席の指定

- 議長（石川 清君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合規約の一部変更に伴い、議席の変更となる議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

変更となる議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

宇津木書記。

- 書記（宇津木優明君） （議席番号朗読）

- 議長（石川 清君） ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたしました。



### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（石川 清君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

3番 滑川光彌 議員

5番 中島信夫 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（石川 清君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

○議長（石川 清君） 日程第4、諸報告をいたします。

去る平成17年4月14日付で桜井邦男議員より、会議規則第73条第1項の規定に基づき議員辞職願が提出されたため、地方自治法第126条の規定により、同日付をもって許可いたしましたので、会議規則第73条第2項の規定により報告いたします。

次に、管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成17年1月から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

〔議長、副議長と交代〕

再開 午前10時40分

○副議長（大曾根英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議席の指定

○副議長（大曾根英明君） 日程第5、議席の指定を追加いたします。

議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

宇津木書記。

- 書記（宇津木優明君）（議席番号朗読）
- 副議長（大曾根英明君） ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたしました。



### ◎会議録署名議員の変更

- 副議長（大曾根英明君） 日程第6、会議録署名議員の変更を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 中島信夫 議員

2番 大曾根英明 議員

を指名いたします。



### ◎日程の追加

- 副議長（大曾根英明君） 石川清議長より辞職願が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件についてを日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎議長辞職の件

- 副議長（大曾根英明君） 日程第7、議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、石川清議員の退席を求めます。

〔3番 石川 清君退席〕

- 副議長（大曾根英明君） 議長の辞職願を朗読いたさせます。

宇津木書記。

- 書記（宇津木優明君）（辞職願朗読）

- 副議長（大曾根英明君） 本件は会議規則第72条第2項の規定により、討論を用いないでその許否を決めることになっております。

お諮りいたします。石川清議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、石川清議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石川清議員の復席を求めます。

〔3番 石川 清君復席〕



### ◎日程の追加

○副議長（大曾根英明君） お諮りいたします。

議長辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることと決定いたしました。



### ◎議長の選挙

○副議長（大曾根英明君） 日程第8、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長選挙は指名推選の方法をとりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名の方法については、福田議員において指名することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、福田耕三議員において指名することに決定いたしました。

福田耕三議員、指名をお願いいたします。

○8番（福田耕三君） 議長に藤原建志議員を推選を申し上げたいと思っております。

以上。

○副議長（大曾根英明君） ただいま福田耕三議員において指名いただきました藤原建志議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（大曾根英明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました藤原建志議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤原建志議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

◇

◎議長就任のあいさつ

- 副議長（大曾根英明君） 4番、藤原建志議員、ごあいさつをお願いいたします。
- 4番（藤原建志君） ただいまの議長選におきまして多数の議員の皆様方のご推選をいただき、議長に就任することになりました。本当にありがとうございます。短い期間になるとは思いますが、今後は両市の下水道事業発展のため誠心誠意取り組みたいと思います。また、議会運営に当たりましては、常に公平で公正な議会運営を行いたいと思いますので、議員各位のさらなるご協力をお願いし、簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。
- 副議長（大曾根英明君） 大変ご協力ありがとうございました。  
これで議長の藤原建志議員と交代をいたします。  
藤原建志議員、議長席にお着きをお願いいたします。  
〔議長、副議長と交代〕
- 議長（藤原建志君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

- 議長（藤原建志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程の追加

- 議長（藤原建志君） 副議長、大曾根英明議員から辞職願が提出されております。  
お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。  
よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定しました。

### ◎副議長辞職の件

- 議長（藤原建志君） 日程第9、副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、大曾根英明議員の退席を求めます。

〔2番 大曾根英明君退席〕

- 議長（藤原建志君） 副議長の辞職願を朗読いたさせます。

宇津木書記。

- 書記（宇津木優明君） （辞職願朗読）

- 議長（藤原建志君） 念のため申し上げます。

本件は、会議規則第72条第2項の規定により、討論を用いなくてその許否を決めることになっております。

お諮りいたします。大曾根英明議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、大曾根英明議員の辞職を許可することに決定しました。

大曾根英明議員の復席を求めます。

〔2番 大曾根英明君復席〕



### ◎日程の追加

- 議長（藤原建志君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定しました。



### ◎副議長の選挙

- 議長（藤原建志君） 日程第10、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は指名推選の方法をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選において行います。

お諮りいたします。指名の方法については、西村武次議員において指名することといたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、西村武次議員において指名することに決定いたしました。

西村武次議員、指名をお願いします。

○7番（西村武次君） 副議長については、中島信夫議員にお願いしたいと思います。

○議長（藤原建志君） ただいま西村武次議員において指名いただきました中島信夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました中島信夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中島信夫議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任のあいさつ

○議長（藤原建志君） 1番、中島信夫議員、ごあいさつをお願いいたします。

○1番（中島信夫君） ただいま皆様方のご推挙をいただきまして副議長という要職をお受けすることになりました。これからは藤原議長を補佐して、当下水道組合発展のために頑張りたいと思いますので、皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任について（議案第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合収入役の選任について、提案の理由を申し上げます。

ご承知のとおり現在収入役が空席となっておりますことから、慎重に検討いたしました結果、去る3月10日坂戸市議会の選任同意を得て坂戸市収入役に就任いたしました池畑勝一君を適任と認め、選任することについて議会のご同意を得たく、坂戸、鶴ヶ島下水道組合規約第8条第3項の規定に基づき本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。



### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 次に、日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件（議案第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件につきまして、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、必要な事項を定めることといたしたく、本案を提出した次第であります。

制定内容について申し上げますと、地方公共団体における人事行政の運営状況を市民に公表することにより、その公平性、透明性を高めることを趣旨としたものであります。任命権者は、職員の任命及び職員数に関する状況をはじめ職員の人事行政の運営状況を、また公平委員会は勤務状況に関する措置の要求状況及び不利益処分に関する申出の状況を報告し、掲示板等で公表することを規定した内容でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 次に、日程第13、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件（議案第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第9号 地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

平成12年4月1日より坂戸、鶴ヶ島下水道組合が維持管理を行っております、鶴ヶ島市大字藤金地内の星和若葉台地域し尿処理施設につきましては、平成15年2月14日付坂戸、鶴ヶ島公共下水道事業及び坂戸都市計画下水道事業の認可を得て下水道の整備を進めてまいりましたが、本年4月をもって公共下水道への接続となりましたので、星和若葉台地域し尿処理施設を廃止いたしたく、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 次に、日程第14、委託協定の締結について（議案第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第10号 委託協定の締結について、提案の理由を申し上げます。

石井水処理センター水処理施設増設事業につきましては、公共下水道幹線の延伸及び整備面積の拡大に伴い、流入汚水量の増加等を勘案し、計画的な増設を行うものであります。平成16年度に実施設計等を日本下水道事業団に委託し、国、県との協議に基づきここに増設工事を着手する運びとなりました。

委託協定の内容につきましては、協定金額30億円で、全体計画の処理能力1日当たり9万7,400立方メートルのうち今回は既設能力と同じ1万6,300立方メートルの能力を有する水処理施設を増設し、施設能力を3万2,600立方メートルにしようとするものであります。

この工事に当たりましては、地方公共団体等を援助することを目的の一つとして設立され、数多くの経験と技術者を有し、同センター一期工事の設計・施工を行い、内容等を熟知している日本下水道事業団へ委託しようとするものであります。

なお、協定期間につきましては、平成17年度から平成19年度とすることとし、ここに本協定について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充君） 5番、山中でございます。委託協定の締結について質疑をさせていただきます。

次の議案第11号でも同様の議案が出されておりますので、この際一緒に、重なる部分もあると思いますので、10号で伺わせていただく部分もあります。

まず、協定金額として30億円というかなり大きな数字なのですが、この設計等積算根拠についてお伺いをいたします。

また、今回平成2年、3年でしたか、供用開始をしているものとほとんど同施設をつくるということになりますけれども、その間十四、五年たっております。その間のこの施設の中身といいますか、技術的な進捗など目新しくなったものがあるのであればお示しをいただきたいと思います。

3番目としまして、今回協定委託をいたします日本下水道事業団について、今までも委託している経緯がございますけれども、この事業団について、いま一度確認を込めて、どういったものかということでご説明をさせていただきたいと思います。と申しますのは、前回と同様な工事をやるように見受けられるわけですので、これについては例えば地元企業にそのまま下水道組合が仕事をしてもらうというような形はとれなかったのかということもありますので、それも含めましてご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原建志君） 杉田建設課長、答弁。

○建設課長（杉田泰明君） お答え申し上げます。

まず初めに、30億円の積算根拠でございますが、工事費の積算に当たりましては、国の基準であります下水道施設設計指針及び積算要領を基本といたしまして、埼玉県の積算標準単価表を使用いたしまして、日本下水道事業団の高い技術と精度をもって基本設計を行ったものでございます。

続きまして、第一期工事との関係でございますが、第一期工事につきましては、現在の処理能力1万6,300立米/日でございまして、今回の増設につきましても同じく1万6,300立米/日の能力の水処理施設を増設するというものでございまして、処理方式等基本的なものについては変わってございません。

続きまして、日本下水道事業団につきましてもでございますが、日本下水道事業団につきましては、昭和47年11月、国、地方公共団体の出資により、全国下水道技術者をプールして下水道事業を実施する地方公共団体を支援するという目的によりまして、当時下水道事業センターとして設立され、その後昭和50年8月に地方公共団体の要請の内容が施設の建設、これに重点が移行したことなどから、事務、組織機構等の充実をして日本下水道事業団が発足したものでございます。平成15年10月には、特殊法人等整備統合計画を受けまして、日本下水道事業団法の一部を改正し、国の関与を廃し、地方公共団体のみ出資とする等の改革がなされ、地方公共団体への支援、代行機関としての機能が一層充実強化されたところでございます。

主な業務につきましては、地方自治体の委託に基づきまして、終末処理場あるいは下水道の根幹的施設の設置設計あるいは二つ以上の地方公共団体にまたがる下水の汚泥の処理、地方公共団体の要請に基づきましての下水道に関する維持管理等を行っております。また、国、地方公共団体の下水道技術者の養成、訓練等を行っておる団体でございます。

以上でございます。

○議長（藤原建志君） 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充君） 5番、山中です。再質疑を行わせていただきます。

今おおむね了解いたしたところなのですが、ご答弁の中で基本設計等能力的にもほとんど変わらないというご答弁でしたので、積算根拠といいますと、国で、また県で定められた指針ののっとり、単価も一緒ですから、どなたが積算しても大体ほとんど同じということで、次にも同じような工事請負がありますけれども、やっぱり同じように設計、計算されているということは確認いたしました。そうなりますと、1回目平成3年ですか、に供用されたところと施設一緒ですので、そのときの金額と比べまして今回はどういった形になっているのかについて確認をさせていただきます。

あともう一点、今回平成15年に特殊法人の統合整理等で国の関与がなくなって地方自治体の運営というふうな形になった事業団に関しまして、こうなりますとより地方に近い形で行ってもらえるのかなというイメージがありますけれども、逆にチェックという部分ではどういった形でこの事業団はチェックを受けているのかということについて、確認を込めて再質疑を行わせていただきます。

○議長（藤原建志君） 杉田建設課長、答弁。

○建設課長（杉田泰明君） お答え申し上げます。

第一期工事と比べてどうかということでございますが、第一期工事につきましては、ご存じのとおり水処理施設だけではなく、ほかの沈砂池ポンプと管理棟、汚泥管理棟あるいは放流渠等全体の工事ござい

ましたので、一概に正確に分けることは大変難しいところがございますが、水処理施設関係につきまして案分して求めたところによりますと、今回とほぼ同額の約29億円ということでございます。

続きまして、日本下水道事業団のチェック機能ということでございますが、日本下水道事業団につきましては監査がございまして、この監査につきましては、国土交通大臣より直接任命されました2名が定期的に出納検査あるいは定期監査を実施しておるということでございます。また、同事業団につきましては、国庫補助事業の受託事業が約9割程度占めているということから、会計検査院法及び日本下水道事業団法によりまして国の会計検査を受けることとなっております。

以上でございます。

○議長（藤原建志君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 次に、日程第15、委託協定の締結について（議案第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第11号 委託協定の締結について、提案の理由を申し上げます。

大谷川雨水ポンプ場建設事業につきましては、流域関係4市の協議に基づき、平成16年2月に都市計画決定の承認、同3月に事業認可の取得を行い、雨水浸水対策事業として平成16年度に基本設計等を日本下水道事業団に委託し、国、県との協議に基づき、ここに建設工事を着手する運びとなりました。

委託協定の内容につきましては、協定金額22億円で、全体計画の排水量1秒当たり21立方メートルのうち今回第一期事業として2分の1に当たる10.5立方メートルのポンプ場の施設を建設しようとするものであります。大谷川雨水ポンプ場の建設は、当組合が設立後、現在までの工事実績等におきましても初めてであり、関係機関とも十分連携を図り、慎重に実施しなければならないと考えております。

この工事に当たりましては、平成16年度に基本設計、実施設計を行っており、数多くの経験と技術者を有し、内容等を熟知している日本下水道事業団へ委託しようとするものであります。

なお、協定期間につきましては、平成17年度から平成19年度とすることとし、ここに本協定について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 次に、日程第16、工事請負契約の締結について（議案第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第12号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本工事は、関間四丁目及び若葉駅西口両区画整理区域内等の雨水排水を行うための重要な雨水幹線を布設すると同時に、汚水幹線及び面整備管を同時に布設するものであります。

工事の概要につきましては、雨水管が管径1,650ミリメートルのヒューム管を推進工法により約300メートル布設するとともに、同じ道路内において汚水管管径250ミリメートルのヒューム管を雨水管と同様に約290メートル布設するものであります。また、面整備管につきましては、管径200ミリメートルの塩化ビニール管を開削工法により約260メートル布設するものであります。

工事請負業者につきましては、去る5月9日の工事請負業者等指名委員会において条件付一般競争入札によることとし、主な入札参加条件として構成員を2社とする特定建設工事共同企業体で施工する方法とし、すべての構成員は本組合に対し契約権限を有する本店、支店等が土木一式工事について本組合の競争入札参加資格者名簿に登録されていること等の条件を付したところであります。

去る6月8日に入札を執行しましたところ、17共同企業体が参加し、第1回目の入札において、予定価格以内で、かつ最低制限価格の範囲内で最低価格3億3,999万円により清水・三ツ和特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

なお、工期につきましては、契約締結日から平成18年3月10日とし、ここに本契約について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充君） 5番、山中基充でございます。議案第12号について質疑を行わせていただきます。

特定建設工事共同企業体という形式について質疑をさせていただきますので、恐らくこの次の13号についても同様のことが言えると思いますので、こちらでまとめて質疑をさせていただきます。

まず、こういった特定建設工事共同企業体、JVというふうに称するようですけれども、こういった形をなぜとるのかということについて、単体ではだめなのか、こういった形はどういった形で有効なのかということについてお伺いをいたします。また、その際には、こういった条件でこのJV方式をとられているのかということについてもお伺いをさせていただきます。

あと、落札価格を見ますと大体予定価格の約95%ということで、時にはくじ引きなんていうこともありましたので、いろいろ落札率というのはそのときの工事、工事において随分違うのだなという印象を受けますけれども、入札という形をとっている以上、その競争の中で一番安いところという、一定の条件はありますけれども、そういった中で選ばれたことについて疑義を唱えるものではありませんけれども、一応確認といたしまして、議会に示される1億5,000万というよりもちょっと厳し目に1億円ぐらいの落札率の、できれば過去3年ぐらいの案件はどれぐらいのものがあったかについて確認のためお伺いさせていただきます。

○議長（藤原建志君） 新井総務課長、答弁。

○総務課長（新井邦男君） お答えいたします。

共同企業体、JVにつきましてはの根拠ではありますが、JVで行う理由といたしましては、下水道組合建設工事共同企業体取扱要綱を作成して執行しております。施工対象工事につきましては、工事の施工内容が技術的に難度の高い大規模工事について、工事の施工に際して工事の規模、性格等に照らし、総合的に勘案し、選定しております。

次に、今回の特定建設工事共同企業体による入札参加の資格条件ではありますが、今回の雨水・污水管渠築造工事、関間につきましては、全部で16項目ありまして、すべての構成員に対する条件といたしまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負業者指名停止基準または同じく建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止または指名除外の措置を受け、その措置期間中でない者、また建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者、構成員を2社とするJVを自主的に結成できること等であります。また、代表構成員に対する条件につきましては、契約権限を有する本店、支店等が埼玉県内に所在する者、土木一式の総合評点が1,300点以上の者等であります。また、代表構成員以外に対する条件につきましては、契約権限を

有する本店、支店等が構成市内に所在する者は、土木一式の格付がA級の者、契約権限を有する本店、支店等が構成市の近隣に所在する者、土木一式の総合評点が1,000点以上の者等であります。

なお、両構成員とも主任技術者または監理技術者を専任で配置できることを条件としております。

次に、落札率の関係でございますが、平成14年度から16年度までの大規模工事、1億円以上の落札率であります。全部で11件あります。落札率といたしまして、設計額に対しまして70%から96.24%であります。

以上であります。

○議長（藤原建志君） 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充君） J Vの根拠に関しましては、おおむね了解をいたしました。

あと、落札率のことに関しましては、今回の落札に関しますと大体94.98%、大体95%ぐらいですけれども、それに近い数字というのは大体何件くらい今の3年間であったのかについて確認のためにお伺いいたします。

○議長（藤原建志君） 新井総務課長、答弁。

○総務課長（新井邦男君） お答えいたします。

11件の中で2件であります。

以上であります。

○議長（藤原建志君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤原建志君） 日程第17、工事請負契約の締結について（議案第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第13号 工事請負契約の締結について、提案

の理由を申し上げます。

本工事は、昨年度に引き続き北坂戸水処理センターと石井水処理センターの間を結ぶ重要な幹線を坂戸市大字片柳、芦山町地内に布設するものであります。

工事の概要につきましては、管径1,000ミリメートル、平均土被り4.6メートルのヒューム管を推進工法により517.6メートル布設し、本年度で完了するものであります。

工事請負業者につきましては、去る5月9日の工事請負業者等指名委員会において、条件付一般競争入札によることとし、主な入札参加条件として構成員を2社とする特定建設工事共同企業体で施工する方法とし、すべての構成員は本組合に対し契約権限を有する本店、支店等が土木一式工事について本組合の競争入札参加資格者名簿に登録されていること等の条件を付したところであります。

去る6月8日に入札を執行いたしましたところ、13共同企業体が参加し、第1回目の入札において、予定価格以内で、かつ最低制限価格の範囲内で、最低価格2億7,825万円により初雁・清水特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

なお、工期につきましては、契約締結日から平成18年2月28日とし、ここに本契約について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（藤原建志君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（藤原建志君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（藤原建志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○議長（藤原建志君） 次に、日程第18、一般質問を行います。

通告者は1人です。質問を許可します。

6番、大山茂議員。

○6番（大山 茂君） 6番、大山です。ただいまより通告に従いまして、地域し尿処理施設使用者の下水道使用料について一般質問を行います。

坂戸市の西南の端にある西坂戸団地は、三十数年前に土地区画整理事業が施行され、角栄建設によって約1,800世帯の住宅開発が行われました。汚水処理については、地域限定処理施設における集中処理、すなわちコミュニティープラントとして行われることになりました。その後、平成元年にそのコミプラは下水道組合に移管しました。先ほども一部改正されましたが、地域し尿処理施設設置及び管理条例の別表について、し尿処理施設使用者の下水道使用料が定められておりますが、一般住宅の下水道使用料は月額2,100円、2カ月ごとに集めますから4,200円という定額になっております。すなわち西坂戸における一般住宅では、どんなに使用水量が多くても少なくとも同じ額ということになります。一方、従量制の地域では使用水量に応じた額になっております。使用水量の平均は、市全体では40立方メートル弱と言われておりますが、40立方メートルでの下水道使用料は2カ月で2,940円です。高齢者のみの世帯あるいは単身者など使用量が少ないかと思われる世帯で30立方メートルという場合には2,152円で、地域し尿処理施設の現在の定額の下水道使用料4,200円の半額程度の額になります。

さて、今議会において、先ほど星和若葉台が外れたことによりまして、地域し尿処理施設は西坂戸のみとなりました。先ほど平成元年と触れましたが、平成元年にコミプラから下水道組合に移管された、そのころは西坂戸の状況では、働き盛りの世帯、また子供さんたちが成人となったばかりとか、多くの家庭でそのような状況であり、定額制にしていくにはそれなりの根拠があったかと思えます。しかし、西坂戸の現状は変化をしています。西坂戸で育った息子さん、娘さんたち、すなわち若い世代の人たちは外へ出て、親の世代が残るといったケースが多くあります。高齢者世帯が増えていこうとする西坂戸にとって、高齢者の負担がさまざま増えている経済実態の中では、定額制は現実に合わなくなっているのではないかと思います。

そこで、従量制への移行が望まれます。コミプラの時代の経費とかさまざまな要素あるいは住民団体との協議の経過などもあるかと思えますが、この下水道使用料について、下水道組合全体の収支の中で見ていくことは不可能ではないと思えます。西坂戸のみとなった地域し尿処理施設、この下水道使用料を従量制にすることを求めるものです。

そこで、2点質問します。第1点、地域し尿処理施設、すなわち西坂戸ですが、この西坂戸の平成元年の移管時における下水道使用料をどのように検討したのか、その経過についてお尋ねします。

第2点、地域し尿処理施設設置及び管理条例の別表を変えることによって、従量制にしていくということは可能かと思えますが、この地域し尿処理施設使用者の下水道使用料を定額制から従量制にしていく、その考えについてお尋ねします。

以上、2点の質問です。

○議長（藤原建志君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

西坂戸地域し尿処理施設の移管時におきますところの使用料につきましての経緯でございますけれども、こちらにつきましてはこの施設、先ほど議員さんからお話がございましたように、建設終了時点から、坂戸市と開発事業者らを主体といたしまして、この移管等につきまして協議がなされていたというふうに伺っております。具体的には、平成元年より西坂戸団地自治会、それから開発事業者、そして坂戸市におきまして移管等につきましての協議が重ねられておりました。この協議の結果、下水道組合へ移管すると

いう方向が示されました。したがって、下水道組合へ移管するために下水道組合の規約の一部変更が必要になります。このために、坂戸市、鶴ヶ島市におきまして規約の一部変更を経まして、平成2年3月におきましては、当下水道組合の定例会におきまして、地方自治法に基づきますところの地域し尿処理施設の設置及び管理条例を議決をいただきまして公布をいたしたところでございます。

これによりまして、使用料金の関係でございますが、使用料金につきましてはこの三者、先ほど申し上げました西坂戸団地自治会、開発事業者、坂戸市を主体といたしましたところでございますが、それに合わせまして下水道組合も入りまして協議をいたしました。この結果、この三者、坂戸市、下水道組合、そして自治会におきましての協定が締結をされました。ご案内のように、平成2年3月31日付でこの協定が締結をされたものでございます。

この協定書の中におきまして、使用料につきましてはいかようにするかということが明記されております。協定書の第2条にそのことが明記されておりますが、現在まで使っております料金を暫定的にこれを継続してほしい。そして、本来であるならば地域し尿処理施設は、受益者負担の原則からいたしますと、そこで使う方がその費用を持つものであるが、暫定的にそのものを継続してほしいというような内容でございます。したがって、下水道組合につきましては、そこで示されました額によりまして、ただいま申し上げました条例の付表の中にその金額が記載されておるものでございます。

次に、下水道の使用料を、ただいまのようなことから、定額制のものからそれぞれ使用量に応じた下水道使用料につきましてはの変更についての考えはということでございますが、下水道組合といたしましては、先ほどお話し申し上げましたが、移管におきますところの西坂戸団地自治会のご意向を十分に尊重いたしまして本協定が締結されておりますので、現在の使用料体系になったものというふうに私ども理解をいたしているところでございます。したがって、この使用料体系を変えるということにつきましては、西坂戸地域し尿処理施設の維持管理費の負担割合に大変大きく影響することになります。したがって、今後につきましても三者で協議、坂戸市、団地自治会、そして下水道組合でございますが、この協議に基づきますところの協定書に基づきまして定額制を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤原建志君） 6番、大山茂議員。

○6番（大山 茂君） それでは、下水道使用料の協議の経過について、西坂戸自治会、すなわち西坂戸住民の代表が加わって協議され、それに基づき締結された協定に基づいて定額制というふうな経過についてはわかりました。

その当時の西坂戸の状況、平成元年、平成2年のころの西坂戸の状況と現在あるいは今後は、先ほどお話ししましたように、世帯の構成やいろいろさまざまな変化が考えられますので、その点についてはもちろん自治会、西坂戸住民の間でもこれからいろいろ話し合っていかなければならないこともあるかと思いますが、現在では協定に基づく下水道使用料ということですが、1点確認のために質問したいのですが、現在下水道の本管を徐々に延ばして、いずれは西坂戸へ下水道本管が繋がっていく。それについては、これまでの数回にわたる下水道議会での質問でもそのようにお答えをいただいているところでありますが、再質問として、一つは、西坂戸の方まで下水道の本管がつながる時期的な見通し、それと再質問の第2点として、下水道本管が西坂戸につながる以前でも、協定について見直していくような、そのような状

況、そういう協定について変更する、すなわち条例の別表も変えていく、それによって定額制から従量制にするというふうなことを下水道本管がつながる以前でもできるのかどうか、再質問としてその2点を質問いたします。

○議長（藤原建志君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） それでは、お答えをいたします。

まず、本管の西坂戸まで到達する見通しはということでございますが、こちらにつきましては私どもの本管といたしましては中央幹線という名称で位置づけをされております。現在中央幹線につきましては、鶴ヶ島市で施工いたしております一本松区画整理事業地内のちょうど境界まで、県道日高川島線でございますけれども、そこのところまで現在延伸をいたしております。これから先につきましては、西坂戸まで計画の決定はされておりますけれども、事業認可につきましてはまだ得ていない状況でございます。したがって、現在の事業認可につきましては平成20年度までの事業認可の期間でございますので、これからその先の事業認可の中でこの幹線をどのように位置づけていくかということに相なるわけでございますが、まだこれから先につきましては約6キロ程度あるかと思っておりますけれども、それから先につきましても、この事業計画策定時点におきまして、関係いたします坂戸市、鶴ヶ島市の都市計画サイドともよく協議をいたしまして、この中に計画的に盛り込んでいきたいというふうに思っております。したがって、見通しについてでございますが、相当の延長もございますので、現時点におきましてはまだ相当の年数がかかるのではないかと考えております。

次の協定の見直しに関係でございますが、使用料の関係につきましては、先ほど申しましたように、地域し尿処理施設、議員さんお話のように、コミュニティープラントとして設置をされたものでございまして、先ほど申しましたように、本来ですとそれをお使いの方々、受益者の方々がその費用を賄うということが原則であるということが協定書にも明示されておるわけでございますが、しかしながらそれだけでは実際の維持管理費につきましては賄えないのが実態でございまして、そのために協定書、坂戸市、それから下水道組合、そして自治会の中での協定が締結されておまして、その維持管理費に必要な価格につきましては、ちょっと話が違って申しわけございませんが、下水道組合の費用につきましては構成市の負担金、そして使用料で賄うわけでありまして、この地域し尿処理につきましては、その存します市が負担するというに相なりますので、先ほど申しましたように、料金の見直しということにつきましてはやはり負担割合に大変大きく影響いたしますので、大変な協議をしなければならないことだというふうに認識をいたしております。現在の使用料金、先ほどお話がございましたように、1カ月の定額で2,100円ということでございます。これらにつきましても現在の時点におきましては、今のものを私どもといたしましては使用料といたしまして継続してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（藤原建志君） よろしいですか。

〔「はい」の声〕

○議長（藤原建志君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（藤原建志君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年第2回定例議会、ふなれな議長でございましたが、スムーズなうちに終了することができました。本当に心から御礼申し上げます。

6月は梅雨の時期、終われば夏の猛暑がやってまいります。議員各位におかれましては体にご自愛をいただき、両市発展のためますますご活躍されることをご祈念申し上げまして、ごあいさつといたします。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（藤原建志君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

6月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては早朝より、ご多用の中、ご出席をいただきまして、長時間にわたりましての慎重審議を賜りました。本日もご提案申し上げましたそれぞれの案件につきまして、いずれも原案どおりのご同意、ご議決を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、議案審査に先立ちまして議長並びに副議長の選挙が実施されたわけでありすけれども、議長に藤原建志議員、副議長に中島信夫議員、それぞれご当選なされました。心からお祝いを申し上げます。どうぞ議長、副議長におかれましては、今後私どもに対しましてのご指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、ただいまそれぞれ議員各位から、審議の過程の中におきましてもご示唆をいただきました。私どもも十分議会の意を解しまして、今後におきましても厳しい社会経済情勢下であります。効率的な運営を図ると同時に下水道普及促進に一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

なお、本日の議案の中でご議決をいただきましたように、今後石井水処理センターの増設工事、そしてまた大谷川の排水機場の工事、いずれも大きな事業をこれから進めていくわけですが、私どもも万全の体制で臨んでまいりますけれども、重ねて議員各位のご指導をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まだまだ梅雨さなかでございまして、非常に不快指数の多い状況であります。くれぐれもご自愛いただきまして、ますます先生方のご活躍の中で当組合が発展いたしますように、心からご祈念いたしましてごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇

◎閉会の宣告

(午前11時36分)

- 議長(藤原建志君) これをもって平成17年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 月 日

議 長 藤 原 建 志

前 議 長 石 川 清

前 副 議 長 大 曾 根 英 明  
署 名 議 員

署 名 議 員 中 島 信 夫